



会則

豊溪中学校同窓会会則

- 第1条 本会は豊溪中学校同窓会と称し事務局を同校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかると共に母校の発展を助成することを目的とする。
- 第3条 本会は目的達成の為に以下の事業を行う。
(1) 一年に一回会員名簿を更新する。
(2) 母校発展助成に資する事業。
(3) その他総会で必要と認めた事業。
- 第4条 本会は下記の経費によって事業を行う。
(1) 会費 (2) 寄付金 (3) 事業収入
会費は正会員に賦課し、原則として卒業の時に終身会費として金500円を納入する。但し、必要に応じて臨時会費を納めることがある。
- 第5条 本会の会員は下記の通りとする。
(1) 特別会員 (2) 客員会員 (3) 正会員
退職校長は名誉会長とし、特別会員は当校職員、旧職員は客員会員とする。原則として会費は負担しない。
正会員は卒業生を持って構成し、会費を負担する。
- 第6条 幹事会は下記の役員を持って構成する。
(1) 会長 1名、 (2) 副会長 3名
(3) 会計 2名、 (4) 会計監査 2名
(5) 顧問 若干名、
(6) 幹事 各期各組より2名ずつ
- 第7条 各期各組の正会員は互選により2名の幹事を選出する。
- 第8条 幹事中から会長・副会長を選出する。
会長は本会を代表し会務を統率する。
副会長は会長を補佐し場合によりこれを代理する。
- 第9条 幹事中より会計2名および会計監査2名を選出する。
- 第10条 会長・副会長・会計及び会計監査を常任幹事とする。
常任幹事は常任幹事会を組織し総会及び幹事会の決議事項を実行すると共に常時の会務を執行する。
- 第11条 幹事は幹事会を組織し、会務を執行する。又総会に次ぐ議決機関として緊急事項その他を議決し、総会の機能を補う。
- 第12条 幹事会は総会に附議の要なき事項及び緊急事項を決議実行することが出来る。但し、常任幹事は前条に掲げた幹事専決事項及び前項に掲げた幹事専決事項について次期総会に報告しその承認を求めなければならない。
- 第13条 会長は常時会務を執行するために必要に応じて幹事会及び常任幹事会を召集する。
- 第14条 常任幹事は各期幹事の協力を得て会員名簿を更新し、常に最新の会員住所等を把握するを要する。
- 第15条 常任幹事は会則、総会議事録、会員名簿を事務局に整備しておくを要する。
- 第16条 常任幹事は会務報告書、財産目録を幹事会に提出してその承認を求めなければならない。
- 第17条 顧問は幹事会に於いて特別会員中より推挙する。
- 第18条 役員任期は2年とし再任を妨げない。
- 第19条 会員100人以上の請求ありし時は総会において、出席者の過半数の議決により役員改任及び新役員を選任を行うことが出来る。
- 第20条 本会は毎年一回総会を開く。総会に於いては議案のほか会計監査の承認を得たる会務報告書を提出しその承認を得なければならない。総会は会員相互の親睦を計ることを旨とする。
- 第21条 特に必要ありし時、会長は臨時総会を招集することが出来る。又、会員の100人以上の請求ありし時は会長は1ヶ月以内にこれを招集する。
- 第22条 総会召集の職務を行うものなき時には幹事会がこれを召集する。
- 第23条 総会は本会最高の議決機関であり、その決議事項は下記の通りである。
(1) 規約の設定変更又は廃止。
(2) 事業計画の設定又は変更。
(3) 経費賦課及び徴収の方法。
(4) その他必要事項
- 第24条 総会の議決は出席者の過半数により成立する。
- 第25条 総会の議長は役員外の正会員から選出する。
- 第26条 議長は議事録署名人名若干名を役員外の正会員から指名する。
- 第27条 議長は総会書記2名を会員中より指名し決議録を作成せしめる。
- 第28条 本会務の一部を特別会員たる現職の学校職員に委託することが出来る。



Houkei Junior High School Reunion. 豊溪中学校同窓会

同窓会会則に対する補足事項

1. 構成員は、本校の現・退職校長、現・旧教職員、卒業生である。
2. 卒業生の旧クラスは、それぞれクラス会、または同期会を持っているものとする。
各クラスはそれぞれ2名までのクラス幹事（以下幹事という）を選出し、同窓会幹事会に登録する。
また、クラス会員の最新の住所録を幹事会に提出することを要請する。
3. クラス会、又は同期会は各クラス、又は各期の卒業生の自主的な集まりであり、その運営・管理・行事等は各クラスで管理する。但し、同窓会で保有する当該クラスの名簿データを提供するなど協力を惜しまない。
4. 幹事中から常任幹事を選出する。また、各期幹事から定員2名の各期代表幹事と常任幹事とにより幹事会を構成する。
5. 常任幹事会は、各クラスから寄せられた名簿により、同期会名簿を少なくとも年1回更新する。
同窓会名簿は原簿を事務局に備えておく。冊子としての名簿発行は、幹事会において要望がなければ行わない。
6. 顧問は現状では、学校長と副校長が対応している。

役員紹介（平成23年3月現在）

会長 7期生 藤島 雅宏
副会長 6期生 本橋 弘 / 10期生 小野 荘一 / 11期生 塩住 寿夫
会計 10期生 青木 政子 / 11期生 高田 征史
会計監査 2期生 秋田 和男 / 11期生 大場 二郎

連絡先

連絡事務所 〒179-0071 練馬区旭町 3-16-12 藤島 雅宏 宅内 電話：5997-9855
e-mail : masa@fuji.email.ne.jp